「京(みやこ)・地域福祉推進指針 改定版(仮称)」制作業務プロポーザル募集要項

京都市では、「地域住民の支え合い」が息づく京都の特性を最大限生かし、住民と公共的団体、行政が協働して生活課題の解決を図ることにより、誰もが健やかに暮らすことができることを目的に、地域福祉計画である「京・地域福祉推進指針」(以下「指針」という。)を平成21年3月に策定しました。

指針策定以後、地域における「つながり」の希薄化や、単身世帯の増加等による若年から高齢世代に及ぶ社会的孤立の拡大、複合的な福祉課題を抱えた方に対する包括的な支援の必要性、生活困窮者の問題など、多様かつ重複する福祉課題への対応の重要性が増すとともに、東日本大震災を教訓として発災時及び減災に向けた絆づくりの大切さが再認識されており、本市における地域福祉を取り巻く状況は変化し続けています。

また、本指針では、策定から5年を目途に、評価・点検・見直しの検討を行うこととしており、近年の様々な福祉課題、状況変化に的確に対応するため、平成25年度中に指針の改定を行い、地域の支え合い、いわゆるソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)を理念とする地域福祉の更なる充実を進めていきます。

つきましては、公募型プロポーザル方式により、指針の改定版冊子制作に当たり、業 務を委託する事業者(以下「受託候補者」という。)の選定を以下のとおり行います。

1 業務名称

「京(みやこ)・地域福祉推進指針 改定版(仮称)」制作業務

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則 第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されており、参加申請時 において、京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 過去3年以内に国又は地方公共団体及びその他の公共団体,これに類する公益法人又は民間団体等において,本件と同程度の業務を受注した実績を有していること。
- (3) 会社更生法,民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (4) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

3 提案書類作成上の留意事項

- (1) 参加表明書(様式1) プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式1)を提出してください。
- (2) 提案企業概要(様式2) 応募者の概要を記載した提案企業概要(様式2),又は同内容を網羅した会社案内,

発行済みの冊子サンプル等を提出してください。

(3) 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき、冊子のページサンプルやラフデザイン等を含む企画提案書を提出 してください。なお、独自性あるレイアウト編集といった業務実施を可能とする技術 を有するなど、他者より優位な点があればその内容を記載してください。

- (4) 業務実施体制計画書及び広告主の募集等計画書(任意様式) 業務の実施体制,責任者名及び主たる業務担当者名を明記した業務実施体制計画書 を作成してください。
- (5) 見積書(任意様式)

企画提案書の内容に基づき、本業務に係る見積書とその内訳を提出してください。 なお、本業務に係る経費については、400、000円(消費税及び地方消費税を 含む。)を上限価格とします。取扱いについては、企画書の評価のために用いること とします。

4 提出期日及び提出部数

(1) 参加表明書(様式1)

ア 1部を以下(3)の宛先に電子メール、郵送、持参により提出してください。

イ 提出期限 平成25年12月4日(水)17時必着

(2) 提案企業概要(様式 2),企画提案書(任意様式),業務実施体制計画書(任意様式),見積書(任意様式)

ア 各5部を以下(3)の宛先に持参又は郵送してください。

イ 提出期限 平成25年12月5日(木)17時必着

(3) 提出先及び問い合わせ先

京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課(担当:小林)

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル3階 電話(075)251-1175 FAX(075)256-4652

電子メールアドレス chiikifukushi@city.kyoto.jp

参加表明書(様式1)及び提案企業概要(様式2)は京都市ホームページ上からも ダウンロード可能。

(4) その他留意事項

ア すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

- イ 提出された企画書等は返却しません。なお、提出者に無断で使用することはありません。
- ウ 応募後に辞退する場合は、書面で辞退届(任意様式)を提出してください。
- エ 提出期限以降における企画書の差替え及び再提出には応じません。
- オ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

カ 本要項及び仕様書等について質問がある場合、平成25年12月4日までに、4-(3)に記載の宛先に問い合わせてください。

5 選定方法

(1) 書類審査

提出された応募書類に基づき、提案内容と応募者の事業実施能力を審査し、最も高い評価点を得た者を受託候補者として選定します。

なお,受託候補者に対しては,選定された旨を書面により通知します。 また,審査結果についての異議申立ては受け付けませんので,御了承願います。

(2) 主な評価基準

以下の着眼点及び配点のとおり、20点満点で企画提案書等を評価します。

ア 企画提案内容(デザインなど) (12点)

冊子の各ページについて、制作目的を満たすに十分な、分かりやすくオリジナリティあるデザイン・レイアウトになっているかなど

イ 計画冊子等の編集,発行実績,業務実施体制等(6点)

当該業務の受託者として十分な実績を備えているか,当該業務全体を無理なく, 迅速,正確に遂行できる体制が整っているかなど

ウ 見積金額及び内訳の妥当性(2点)

企画に応じた見積金額となっているか、見積金額の内訳が適正かなど

(3) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは無効とします。

- ア 「2 参加資格要件」に掲げる資格のない者が企画提案書等を提出した場合
- イ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 上記の内容に示した企画提案に関する要件に適合しない場合
- エ その他,信義則に反する行為をした場合
- (4) その他

受託候補者とは、別途協議のうえ、契約内容等について企画提案書に準じて定めるものとします。

6 非選定理由に関する事項

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知します。 なお、審査点数等について応募者から問合せがあった場合は、次の項目について回答 します。

- ア 当該応募者の順位,合計得点
- イ 受託候補者名及びその他の参加事業者名
- ウ 受託候補者の合計得点及び提示金額

7 委託契約

- (1) 契約時期 平成25年12月下旬
- (2) 契約期間 委託契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (3) 契約金額 見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をもって契約金額とします。

8 実施スケジュール (予定)

- (1) 応募期間平成25年11月25日(月)から平成25年12月5日(木)まで
- (2) 選定結果の通知平成25年12月下旬